

1.【給食費の支払いについて】

■口座払い・納付書払いの方 共通

Q1 なぜ決定通知書、納付書が届いたのですか？

A

令和 7 年 4 月から、下関市立小中学校の学校給食費は、すべて市の予算に計上し徴収・管理を行なう「公会計」方式に移行し、学校給食費と日本スポーツ振興センター共済掛金は、市に直接お支払いいただくことになったためです。

詳細は下記リンクをご参照ください。

▼学校給食費等に関する大切なお知らせ

<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/102/124390.html>

Q2 2 学期から給食費が無償化されますが、10 期まで支払う必要がありますか？

A

10 期まで支払う必要はありません。

給食費無償化に伴い下記のように 1 学期分をお支払いいただく必要がございます。

	1 期～3 期	4 期	5 期～10 期
小学生	各期 2,500 円	調整の上、 金額を 9 月に改めて通	支払不要
中学生	各期 2,700 円	知予定	

※すでに 4 期以降を納付書でお支払いいただいている場合、還付となります。(Q6)

■納付書払いの方

Q3 支払期日を過ぎてしまいました。どうすればいいですか？

A

支払期日が過ぎた納付書も使用できますのですみやかにお支払いください。
また、行き違いで督促状が届く可能性がありますので、ご了承ください。

Q4 納付書を失くしてしまいました。どうすればいいですか？

A

学校保健給食課(TEL:231-1344)へご連絡ください。
納付書を再発行いたします。

Q5 納付書を何期まで支払ったらよいですか？

A

6月に9期分の納付書を配布しましたが、2学期から給食費を無償化することが決定したため、第1期から第3期までお支払いください。

第4期の納付書は、9月に配布いたします。

無償化に伴う給食費の納付については **Q2** をご確認ください。

Q6 2学期から無償化されますが、納付書で4期以降を払ってしまった場合どうなりますか？

回答

払いすぎた給食費については還付いたします。

還付手続きの詳細については、10月頃「学校給食費等還付通知書」にてお知らせいたします。

また、精算通知書に同封しているスポーツ振興センター共済掛金については、別途お支払いください。

Q7 納付書が届いていますが、口座登録に変更することはできますか？

A

手続きを行うことで口座登録に変更することができます。

しかし、登録した口座情報の反映は翌月になるため、口座登録をした月分のお支払いは、納付書にてお支払いください。

例) 6月に口座登録した場合、

6月(登録した月)：納付書でのお支払い

7月(登録した翌月)：口座引き落としの支払い

なお、口座登録の詳細については下記リンクをご参照ください。

▼ (学校給食費・日本スポーツ振興センター共済掛金) Web 口座振替受付サービス

<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/102/123805.html>

Q8 口座引き落としに変更するため、口座登録をしようとしたところ「振替開始時期」でエラーが発生します。

A

口座登録のシステムと通知書における「○期分」の標記が異なるためエラーが発生している可能性があります。

ご迷惑をおかけしてしまい申し訳ございませんが下記表に沿って「振替開始時期」を設定ください。

手続き時期	5月	6月	7月	8月
引き落とし月	6月	7月	8月 (9月1日分)	9月
振替開始時期 (Web入力時)	令和7年2期分	令和7年3期分	令和7年4期分	令和7年5期分

■口座払いの方(通知書に納付書が入っていなかった方)

Q 9 口座登録をしたのに納付書が届いているのはなぜですか？

A

正常に登録ができていないと考えられます。

給食費のお支払いは下記お知らせにおける QR コードの読み込み、または Q 7 にあるリンクよりご登録できます。

ご登録した覚えがある場合には、登録時に表示されるお客様番号を確認の上、一度学校保健給食課へお問い合わせください。

▼学校給食費等に関する大切なお知らせ

<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/102/124390.html>

Q 1 0 引き落とし日までに口座へ入金ができない場合、どうすればいいですか？

A

支払期日を過ぎた給食費は口座引落ができません。

ご自宅へ郵送される督促状に同封されている納付書でお支払いください。